

証券コード 9164
2025 年 9 月 5 日

株主各位

大阪市北区曽根崎二丁目 12 番 7 号
株式会社 トライト
代表取締役社長 笹井 英孝

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

決議事項

第 1 号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2025 年 9 月 26 日を効力発生日として、当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）20,000,000 株を 1 株に併合することといたしました。

第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は、次のとおりであります。

第 1 号議案に係る株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 20 株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 5 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 6 条（単元株式数）及び第 7 条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

加えて、本株式併合の実施に伴って、当社の株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は TCG2505 株式会社(以下「公開買付者」といいます。)及び LIFE SCIENCE & DIGITAL HEALTH CO. LIMITED のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力

が発生することを条件として、定款第 10 条（基準日）及び第 13 条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

（ご参考）株式併合及び単元株式数の定め廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2025 年 9 月 26 日をもって当社株式 20,000,000 株を 1 株に併合すること及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

なお、本株式併合及び単元株式数の廃止に伴う株主様による特段のお手続の必要はございません。

1. 1 株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

当該売却について、当社は、当社株式が 2025 年 9 月 24 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることを踏まえ、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付価格と同額である 880 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 今後のスケジュール

2025 年 9 月 22 日（月）（予定）	当社株式の最終売買日
2025 年 9 月 24 日（水）（予定）	当社株式の上場廃止日
2025 年 9 月 26 日（金）（予定）	本株式併合の効力発生日
2025 年 12 月中旬頃（予定）	端数株式相当分の売却代金の交付

以 上